

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 本年の給与改定関係

(1) 給料表について

給料表について、現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 地域手当について

地域手当の支給割合を、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

ア 甲地 100分の17.2

イ 乙地 100分の9.2

(3) 初任給調整手当について

医師及び歯科医師に対する支給月額を308,300円とすること。

(4) 期末手当・勤勉手当について

ア 平成29年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.45月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.55月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.425月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.525月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

2 改定の実施時期等

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(4)のアについては平成29年12月1日から、1の(4)のイについては平成30年4月1日から実施すること。